

別記1 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準

製造所等の換気設備及び可燃性蒸気又は可燃性微粉（以下「可燃性蒸気等」という。）の排出設備は、次に定めるところによるほか、別表の区分により設置すること。

1 換気設備

(1) 換気設備の種類

ア 自然換気設備とは、給気口及び排気口により構成されるものをいうこと。

イ 強制換気設備とは、給気口並びに排気口及びベンチレータにより構成されるものをいうこと。

ウ 自動強制換気設備とは、給気口並びに排気口及び動力ファンにより構成されるものをいうこと。

(2) 換気設備により室内の空気を有効に置換することができ、室温を上昇させないようにするため、危険物の貯蔵、取扱状態等に応じた適当な換気設備を選ぶとともに、当該換気設備を適正な位置に設置すること。

(3) 換気能力は、1時間当たりおおむね5回以上であること。（自然換気設備を除く。）

なお、強制換気設備の換気能力の確認においては、風速を2.8 m/s（福井市の平均風速）とすること。

(4) 自動強制換気設備は、常時運転されているものであること。

2 可燃性蒸気等の排出設備の種類

(1) 可燃性蒸気等の排出設備の種類

ア 強制排出設備とは、排気口及びベンチレータにより構成されるものをいうこと。

イ 自動強制排出設備とは、排気口及び動力ファンにより構成されるものであること。

(2) 自動強制排出設備は、製造所等において危険物を貯蔵し、又は、取り扱っている場合に、必ず、動力により運転されているものであること。ただし、動力により運転しないときでも強制排出設備としての機能を有するもので、かつ、動力ファンのスイッチを照明のスイッチ等と連動させるものとするときは、危険物の取扱い（容器の出し入れを含む。）がないときに限り運転を停止することができる。

3 共通事項

(1) 給気ダクト及び排気ダクトは、鉄板その他の不燃材料により気密に造るとともに、機能上支障がない強度を有するものであること。

(2) ベンチレータ又は動力ファンの排気ダクトの内径又は一辺は、15 cm以上とすること。

(3) ダクトに接続されていない給気口及び排気口を壁に設ける場合は、防火ダンパーを設けるとともに40メッシュ以上の銅網等による引火防止装置を設けること。

(4) ダクトに接続されていない排気口を屋根（延焼のおそれのある部分の屋根又は耐火構造の屋根に限る。）に設ける場合は、防火ダンパーを設けること。

(5) 耐火構造の壁、床又は屋根を貫通する給気ダクト及び排気ダクトには、当該部分に防火上有効なダンパーを設けること。ただし、延焼のおそれのある外壁及び隔壁以外の部分において、当該ダクト内径20 cm以下の鋼管としたときは、この限りでない。

(6) 延焼のおそれのある外壁には、換気、排出設備その他の開口部を設けないこと。ただし、すべての外壁が延焼のおそれのある外壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより、延焼のおそれのある外壁に換気、排出設備を設けることができる。（H1 危 64）

(7) 建築物の製造所等の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁（以下「隔壁」という。）には、換気及び排出の設備を設けないこと。ただし、著しく消火困難な製造所等として第3種消火設備を設ける場合で、当該施設の床又は壁のすべてが隔壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。（H2 危 28）

- (8) 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備は、製造所等の専用とすること。ただし、当該製造所等に関連する機械室等が隣接して設けられる等やむを得ない場合にあっては、この限りでない。
- (9) 換気設備と可燃性蒸気等の排出設備は、それぞれ兼用することができないものであること。ただし、常時運転される自動強制排出設備が、1(2)及び(3)に適合する場合は、換気設備を兼用することができるものとする。
- (10) 著しく小さな室、キュービクル等に設ける換気設備及び排出設備で、十分な換気及び可燃性蒸気の排出ができることが明らかなきときは、上記及び別表の基準によらないことができる。
- (11) 危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置されるボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒は「換気設備」に該当しない。(H29 危 216)

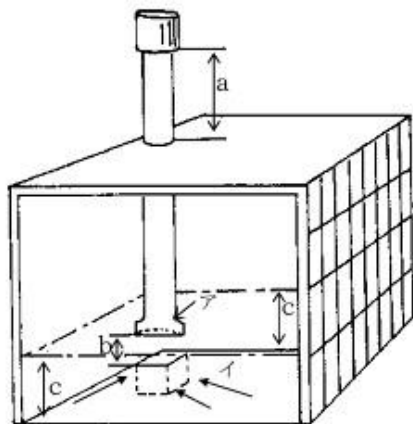
別表

換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準

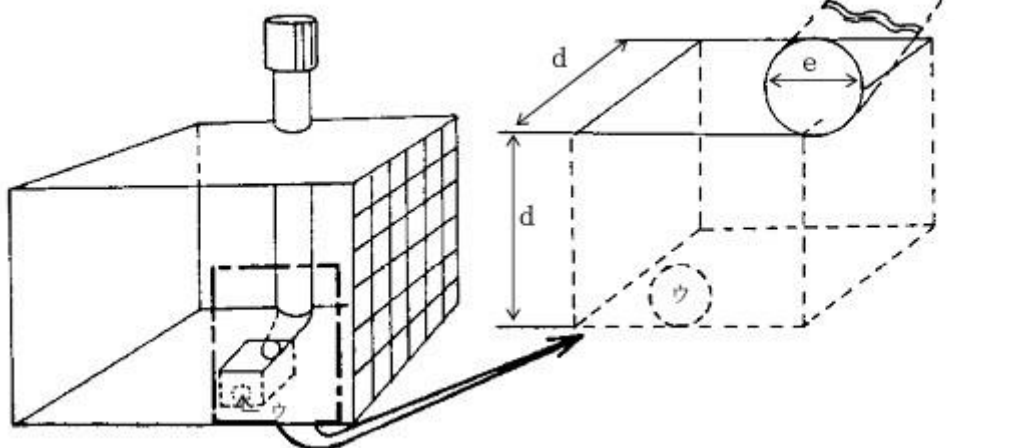
設置場所	設備の別	根拠条文等
製造所 19条1項一般取扱所	換気設備	危政令第9条第1項第10号（準用するものを含む。）
	可燃性蒸気 排出設備	危政令第9条第1項第11号（準用するものを含む。） 【可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合（例として、引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の危険物を大気にさらす状態で取り扱う場合が該当する。）に設置する。】
19条2項一般取扱所	換気設備	危規則第28条の55第2項第6号（準用するものを含む。）、 危規則第28条の57第4項第4号及び第9号ハ
	可燃性蒸気 排出設備	危規則第28条の55第2項第7号（準用するものを含む。）、 危規則第28条の55の2第3項第4号、危規則第28条の57 第4項第9号ニ 【可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合（例として、引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の危険物を大気にさらす状態で取り扱う場合が該当する。）に設置する。】
屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所の タンク専用室 簡易タンク貯蔵所の 専用室	換気設備	危政令第10条第1項第12号（準用するものを含む。）
	可燃性蒸気 排出設備	危政令第10条第1項第12号（準用するものを含む。） 【引火点70℃未満の危険物を貯蔵する場合に設置する。】
屋外タンク貯蔵所の ポンプ室 屋内タンク貯蔵所の ポンプ室 地下タンク貯蔵所の ポンプ室	換気設備	危政令第11条第1項第10号の2リ（準用するものを含む。）
	可燃性蒸気 排出設備	危政令第11条第1項第10号の2ヌ（準用するものを含む。） 【可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合（例として、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合が該当する。）に設置する。】
給油取扱所の ポンプ室その他危険物 を取り扱う室	換気設備	危政令第17条第1項第20号ロ（準用するものを含む。）
	可燃性蒸気 排出設備	危政令第17条第1項第20号ハ（準用するものを含む。） 【可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合（例として、引火点40℃未満の危険物を取り扱う場合が該当する。）に設置する。】
販売取扱所の配合室	可燃性蒸気 排出設備	危政令第18条第1項第9号ヘ（準用するものを含む。）

(注1)

整備室の排出設備の「能力」は整備室の床面から60cmまでの高さをもって算定すること。また、整備室の「貯留設備」は当該整備室の排水ピット等をもって兼ねられるものとする。



例図1 一貯留設備を整備室の隅に設ける場合の例一



例図2 一貯留設備を整備室の中央に設ける場合の例一

- a : 1 m以上 (又は火災予防上支障のない場所)
- b : おおむね0.15 m
- c : 0.6 m (危険範囲及び排出能力の算定高さ)
- d : 0.3 m以上
- e : 150 mm以上
- ア : 防塵網
- イ : 貯留設備方向にこう配を取る。
- ウ : 油分離装置へ接続しても差し支えないものとする。

(注2)

整備室と油庫の排出設備のファンは兼ねられるものとする。
この場合、ファンの設置位置は排気筒又はダクトが併さった箇所後に設けること。

例図

